

編集発行人

株式会社 船井総合研究所 取締役 三上 元 TEL:06-314-3901

株式会社FPシミュレーション 代表取締役 三輪 厚二 TEL:06-946-8011

### スポーツクラブの入会金に係る消費税について

**Q**：スポーツクラブに法人会員として入会したときの入会金の取扱いについて、教えてください。

**A**：スポーツ施設を会員が利用するために支払う入会金のうち退会等により返還されない部分の金額については、役務の提供の対価として仕入税額控除の対象になります。

入会金の性質に種々のものがあり、資産の譲渡等に当たるかどうかは、会員等が受ける役務の提供等との間に明白な対価関係があるかどうかによって判定することとされています。例えば、ゴルフクラブ、宿泊施設その他レジャー施設を会員に利用させることを目的とする団体が、その施設を会員に利用させるために入会金（返還しないものに限り）を受けるときは、その入会金は資産の譲渡等に係る対価に該当することになります。

なお、退会等により返還される入会金は、そもそも預け金であり、資産の譲渡等の対価とはなりません。

したがって、貴社の支払った入会金のうち退会等により返還されない部分の金額については、役務の提供の対価として仕入れ税額控除の対象となります。

